（設定の申請）

第二十八条の六　法第八条の八第二項の申請書には、当該申請書に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類を添付しなければならない。

（経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することを明らかにするために必要な事項）

第二十八条の七　法第八条の九第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　経営管理の状況

二　資産及び収支その他の経理の状況

（木材の安定的な取引関係の確立に関する事項）

第二十八条の八　法第八条の九第一項第六号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称

二　木材利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地

三　木材製品利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域

四　事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

（樹木採取権者の選定に関し必要となる事項）

第二十八条の九　法第八条の九第一項第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

二　経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に関する事項

三　労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する事項

四　採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

（選定）

第二十八条の十　森林管理局長は、法第八条の八第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る第二十八条の五第三号の公募の期間の終了後遅滞なく、法第八条の十第二項の規定による選定をしなければならない。

2　森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法第八条の十第二項の選定ができないと認めるときは、追加の書類を求めて選定を行うことができる。

（評価事項）

第二十八条の十一　法第八条の十第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第二十八条の九第二号及び第三号に掲げる事項

二　採取跡地における植栽の効率的な実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に対する寄与の程度

（設定に関する通知）

第二十八条の十二　法第八条の十二第一項の設定をする旨の通知は、法第八条の七第一号及び第二号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

（樹木採取権実施契約で定める事項）

第二十八条の十三　法第八条の十四第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　環境の保全その他の事業の適正な実施の確保のために必要な事項

（新設）

（新設）